

令和6年度 第2回 江戸川区居住支援協議会

日時：令和7年3月24日（木）15時～16時30分

場所：グリーンパレス5階 常盤

出席者：31名

（不動産関係団体）6名

（福祉関係団体）5名

（江戸川区）20名

報告事項

- （１）住宅セーフティネット法改正について
⇒資料に基づきながら、内容を事務局から説明
- （２）生活困窮者自立支援法改正について
⇒資料に基づきながら、内容を事務局から説明
- （３）自立支援スキームの取り組みについて
⇒資料に基づきながら、内容を事務局から説明

【質疑応答・意見等】

Q：もし入居者が認知症や要介護3以上になった場合、（居住サポート住宅では）どうなるか？

A：居住サポート住宅については、基本自立した生活ができる方が対象となる。もし心身の状態が悪化した場合は、（資料のとおり）居住支援法人等が間に入り、例えば特養、グループホームなどへの移行を支援する（入居者の状況に応じ様々な福祉サービスへ繋ぐ）という住宅になっている。

Q：（居住サポート住宅について）社会福祉協議会の方が支援するのか。

A：（社会福祉協議会のみならず）各関係部署や外部機関と相談しながら、福祉サービスの連携や繋ぎ先を一緒に検討していくものになる。

Q：UR賃貸住宅を活用した自立支援スキームについて、退出時の原状回復費は誰が負担するのか。

A：居住支援法人と入居者との契約で定める。

Q：（生活困窮者自立支援法の住宅確保給付金は）申請から支給まで、どのくらいかかるか。

A：家計改善の状況の確認等、他の支援を行いながら審査されるので、（支給には）一定の時間がかかるものになる。

Q：申請窓口はどこか？

A：（区役所内にある）くらしごと相談室が窓口になる。

紹介事項

(1) 法改正に伴う居住支援法人への影響について

⇒資料に基づきながら、(株)ホームネットが説明

(2) 居住支援にかかる UR 都市機構の取り組みについて (UR 都市機構)

⇒資料に基づきながら、UR 都市機構が説明

【質疑応答・意見等】

Q：居住支援法人とは、どのような組織で、どのように運営されているのか？

A：居住支援法人は、法人格や業種を問わず、都道府県知事の認定を受けた法人である。もともと介護事業者や見守り事業者など、別の事業を行っている法人が多い。それぞれ本業を活かして居住支援を行っている。そのため、運営の形態や収益の考え方は法人により異なる。

Q：認定家賃債務保証業者の認定や、残置物処理等業務の認可申請は行う予定はあるか？

A（現時点では）判断に必要な情報が不足しており、検討段階には至っていない。

Q：住居確保給付金は、例えば区内居住の方が他の自治体へ転居する場合、どの自治体が支給するのか？

A：転居前の自治体（江戸川区）が支給する。

承認事項

(1) 区内の居住支援法人及びUR都市機構の加入について

⇒副会長から推薦理由を説明

◎全会一致で承認

5 連絡事項等

⇒事務局から「来年度の取り組み」等の概要を説明